

西部医療センター新棟整備に係る既存施設整備基本調査業務委託
入札後資格確認型一般競争入札説明書

1 入札後資格確認型一般競争入札（以下「競争入札」という。）への参加資格要件

- (1) 名古屋市から令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格（名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 3 条第 2 項の規定により定めた競争入札参加資格をいう。）審査において、本公示に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、業種「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定される者であること。
- (2) 平成 22 年 4 月 1 日以降に、元請として、医療法における病院（新築、増築又は改築工事に限る。）を設計した実績を有する者であること。
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しないもの（当該事実と同一の事由により指名停止を受けているものを除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき公正手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更正手続開始の決定後、本公示で定める名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本公示で定める名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公示に係る入札に参加しようとする者であること。
- (9) 本公示の日から落札決定の日までの間に、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (10) 本公示の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排

除措置（以下「排除措置」という。）の期間中の者でないこと。

2 入札書等の提出方法

- (1) 入札書（様式 2）、誓約書（様式 3）（以下「入札書等」という。）は、インク又はボールペン等容易に修正できない方法により、黒色又は青色で記載すること。
- (2) 入札書は入札公示で指定された日時及び場所に、持参により提出すること。郵送又は電送による入札は認められない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 代理人によって入札しようとする者は、委任状（様式 4）を提出すること。ただし、名義人が登録事業者の登録名義と一致する入札書を持参した者は名義人本人とみなすため、委任状の提出は不要である。
- (5) 積算内訳書の提示又は提出方法について
 - ア 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった積算内訳書を作成すること。
 - イ 入札参加者は、積算内訳書に、発注件名及び入札者の商号又は名称を明記の上、入札当日、これを持参すること。
 - ウ この入札において、入札事務担当者が最低価格提示者に積算内訳書の提出を求めた場合は、直ちに提出すること。その際、提示がないと認められる者のした入札は無効とする。また、提出された積算内訳書により適正に見積が行われているかを確認し、必要があると認められる場合には、当該積算内訳書を提出した者に説明を求めるとともに必要に応じて指示をすることがある。この指示に従わないときは、その入札を無効とすることがある。

3 開札

- (1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。
- (2) 開札にあつては、予定価格の制限の範囲内での最低価格提示者を落札候補者とするとともに、入札者及び入札金額を発表する。また、開札時の落札決定を行わず、落札保留の取り扱いとする。
- (3) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加することができる資格のない者のした入札

- イ 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- ウ 入札件名を記入せず又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- エ 委任状を提出していない代理人がした入札
- オ 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした 2 通以上の入札
- カ 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- キ 直接持参により行われない入札
- ク 明らかに談合によると認められる入札
- ケ 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を超過した金額を記載した入札
- コ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- サ 6（1）に定める書類の提出を求められたにもかかわらず提出期限内にこれを提出しないとき及び落札候補者が競争入札参加資格確認のための指示に応じないときにおける、その者のした入札
- シ 入札談合に関する情報があつた場合に別途誓約書の提出を求める場合があるが、当該誓約書の提出をしない者の入札
- ス 入札公示又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- セ 入札公示又は入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
- ソ その他入札の条件に違反した入札

5 入札の中止等

本入札に関しては、天災地変があつた場合、入札談合に関する情報が寄せられる等公正な入札を執行することができないおそれがあると認められる場合は、入札の執行を延期若しくは中止し、又は入札方法を変更することがある。

6 申請書等の提出

- (1) 落札候補者は、競争入札参加資格の確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書（様式 1）（以下「申請書等」という。）を提出すること。
- (2) 競争入札参加資格の確認の結果、当該入札者に資格がないと認められたときは、次順位の者を落札候補者とし、(1)と同様の手続により、資格の確認を行うものとする。
- (3) 申請書等の提出は、3により落札候補者となったことを知り得た日の翌日から起算して原則として 2 日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）は除く。）以内に持参により行われなければならない。
- (4) 落札候補者が前項の規定による提出期限内に申請書等の提出をしないとき、落札候補者が入札参加資格確認のための指示に応じないとき又は申請書等に虚偽の記載をしたときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。
- (5) 提出部数 1 部
- (6) 注意事項

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- イ 提出された申請書等は返却しないが、提出者に無断で他の用途に使用することはない。
- ウ 提出期日を過ぎた後の申請書等の訂正又は差替えは認めない。(本学からの指示があった場合を除く。)
- エ 申請書等の作成に当たり虚偽記載をした者等契約の相手方として不適当であると認められるときは、指名停止を行うことがある。

7 落札者の決定

- (1) 落札候補者は、申請書等の提出を行い、競争入札参加資格の確認の結果、資格があると認められた場合に落札者として決定される。
- (2) 落札者には落札決定の連絡を行う。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明等

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者には、その理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知する。
- (2) 無資格理由の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に無資格理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。なお、当該書面は、入札公示3(1)に示す場所に持参により提出するものとする。また、当該書面の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 無資格理由の説明の請求に対する回答は、その理由の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって回答を行うこととする。

9 入札保証金及び契約保証金の納付義務

有。ただし、入札保証金にあつては公立大学法人名古屋市立大学契約規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第78号。以下「契約規程」という。）第6条の規定に該当する場合に、また、契約保証金にあつては同規程第27条の規定に該当する場合に免除する。

10 その他

- (1) 契約金額の支払いに関して、三菱UFJ銀行を支払先金融機関として指定した場合は口座振込手数料は本学が負担するが、他銀行を指定する場合は落札者の負担となるので、あらかじめ承知すること。
- (2) 契約書の作成
 - ア 契約書は、2通作成し、双方各1通を保管する。
 - イ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。
 - ウ 本学理事長及び契約の相手方がともに記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (3) 契約金額の支払
 - ア 契約の相手方は、代金の支払請求については、仕様書に定めるもののほか、本学の指示に従い行うものとする。

イ 契約の相手方が口座振替による支払いを希望する場合は、本学の定める手続きにより、事前に口座振替の登録を受けなければならない。

(4) 談合その他の不正行為に係る賠償額の予定

この契約において、談合等の不正行為により本学が被った金銭的損害の賠償については、「賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

(5) その他

ア 本説明書に係る調達においては、本説明書において定めるほか、名古屋市立大学競争入札参加者手引（平成 19 年 2 月 15 日 18 経営 46 号）に定めるところによるものとする。

イ 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがある。